

參考資料

目 次

1	電子マネーとは	1
	(1) 分類方法	1
	(2) 使用方法の概要	1
2	決済の仕組み	2
3	サーバ型電子マネーの特徴	4
	(1) 少額決済	4
	(2) 匿名性	4
	(3) 無体物性と譲渡容易性	5
4	電子マネー発行業者の位置づけ	6
5	電子マネー発行業者の規約	7
	(1) 入金額及び保有枚数の上限	7
	(2) 会員の禁止行為及び禁止行為違反への対応	7
	(3) 加盟店と消費者間の紛争への対応	7
6	その他の課題	8
	(1) 本人確認	8
	(2) サーバ型電子マネーの換金又は転売などについて	9

1 電子マネーとは

(1) 分類方法

電子マネーには様々な種類があり、例えば、表1のように流通形態、媒体、支払時期により分類することができる。

流通形態¹に着目すると、我が国で主に使われているクローズドループ型の電子マネーは、消費者が店舗において電子マネーを使用して決済をすると、電子マネー発行業者から店舗に対価が支払われることで、当該電子マネーは電子マネー発行業者に戻るといった使い切りの仕組みとなっている。一方、オープンループ型の電子マネーは、消費者から決済を受けた電子マネーを、対価として受け取った当該店舗が他の店舗などにおいて決済に利用するなど、紙幣と同様に、人から人へと繰り返し決済に利用することができる仕組みとなっている。

媒体別に着目すると、価値がIC（有体物）に記録されているIC型と価値が電子マネー発行業者のサーバ（無体物）に記録されているサーバ型がある。

支払時期に着目すると、前払い、即時払い、後払いがあり、決済のタイミングによって関係する法律が異なる。前払いは資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）（以下、「法」という。）、後払いは割賦販売法（昭和36年法律159号）の対象²となる。

なお、国際ブランドは、前払い、即時払いあるいは後払いのいずれの支払時期についても共通の決済システムによって処理されている。

表1 電子マネーの分類

分類方法	分類
流通形態	クローズドループ型 オープンループ型
媒体	IC型 サーバ型
支払時期	前払い 即時払い 後払い

(2) 使用方法の概要

電子マネーの使用方法は、おおむね、アカウント³を開設し、各発行業者のウェブサイトやコンビニエンスストアなどの電子マネー販売店などで電子マネーを購入し、商品、役務の支払いに利用する。

¹ 高橋康文編著「詳説資金決済に関する法制」52頁

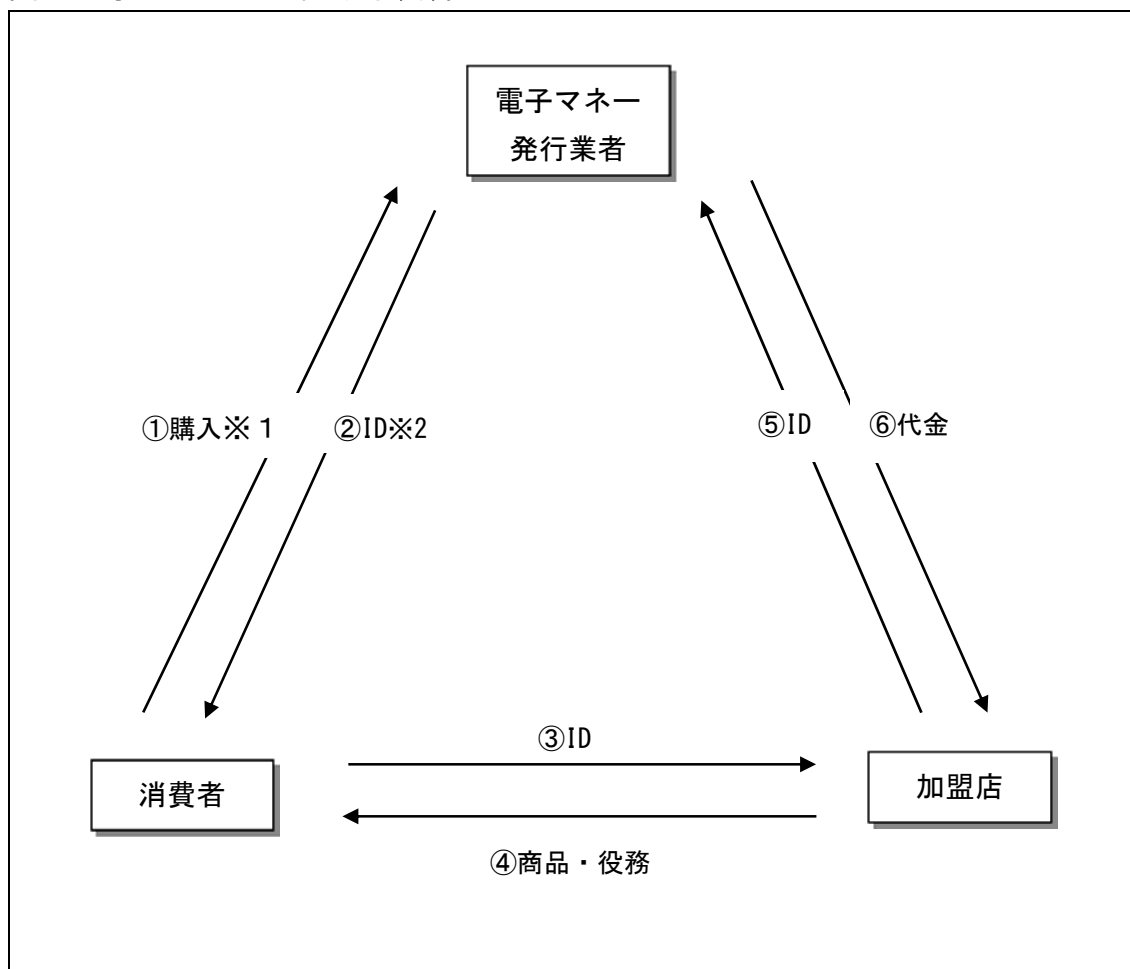
² 商品購入契約等を締結した時から2か月を超えない範囲内においてあらかじめ定められた時期までに受領する方式（いわゆる「マンスリークリア」）は割賦販売法の適用対象外である。

³ 電子マネーの「アカウント」とは、預金取引における預金口座に相当するものである。アカウントの開設を要するものと不要のものがある。

2 決済の仕組み

電子マネーの決済の仕組みは、取引が電子マネー発行業者、消費者及び電子マネー発行業者加盟店の間で行われるオンアス型（図2）と、電子マネー発行業者、消費者、国際ブランド、アクワイアラー及びアクワイアラー加盟店の間で行われるオフアス型（図3）に分類される。

図2 オンアス型における決済のしくみ



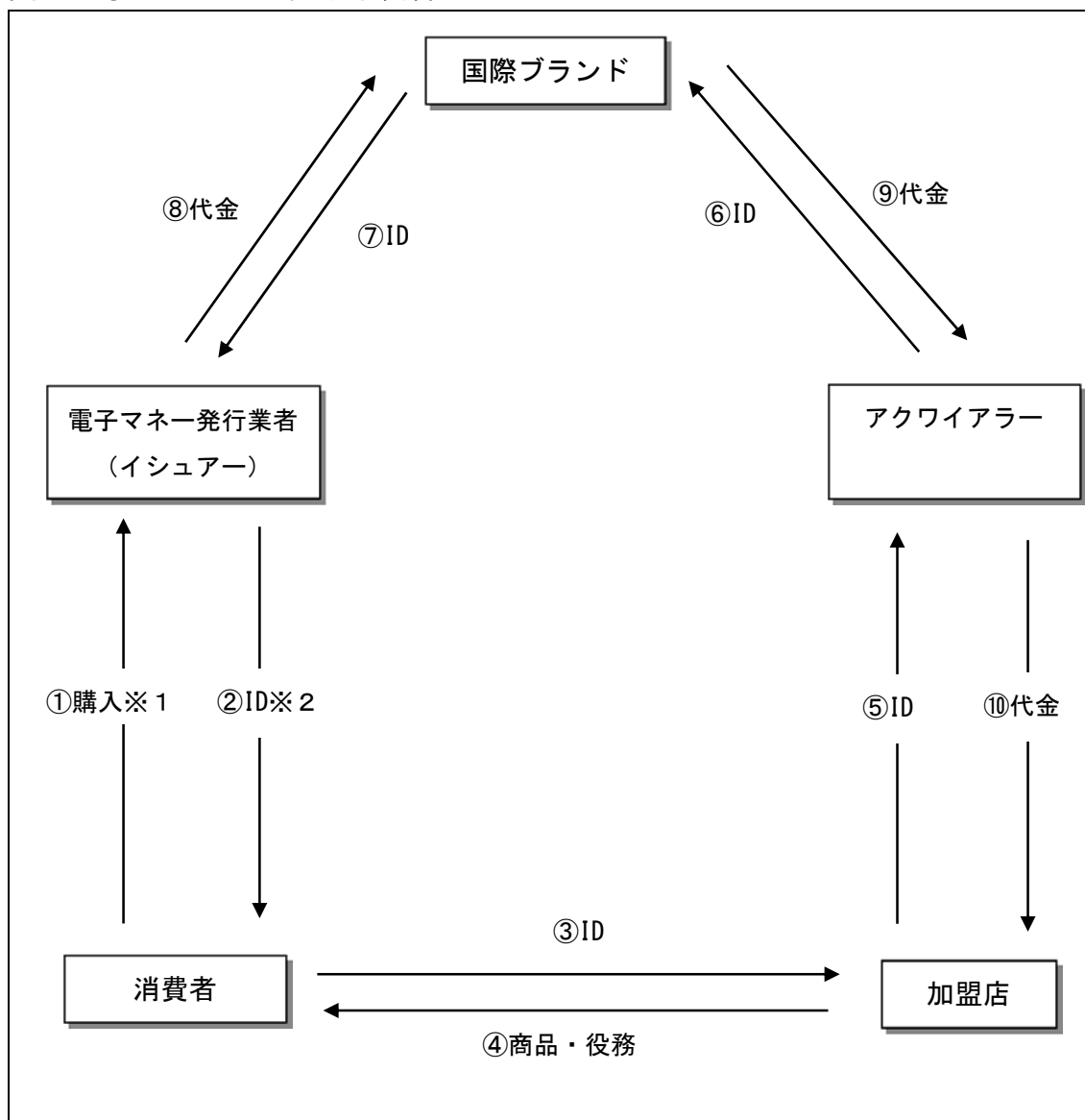
※1 電子マネー発行業者のウェブサイトでクレジットカード決済、コンビニエンスストアなどの販売店で電子マネーを購入、など様々な方法がある。

※2 サーバ型電子マネーの場合は、14～16桁の英数字の記号又は番号等である。

（備考）ウェブ版「国民生活」2015年7月号（独立行政法人国民生活センター発行）に基づき当委員会が作成。

www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201507_01.pdf

図3 オフアス型における決済のしくみ



※1 電子マネー発行業者のウェブサイトでクレジットカード決済、コンビニエンスストアなどの販売店で電子マネーを購入、など様々な方法がある。

※2 サーバ型電子マネーの場合は、14～16桁の英数字の記号・番号等

(備考) ウェブ版「国民生活」2015年7月号(独立行政法人国民生活センター発行)に基づき当委員会が作成。

www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201507_01.pdf

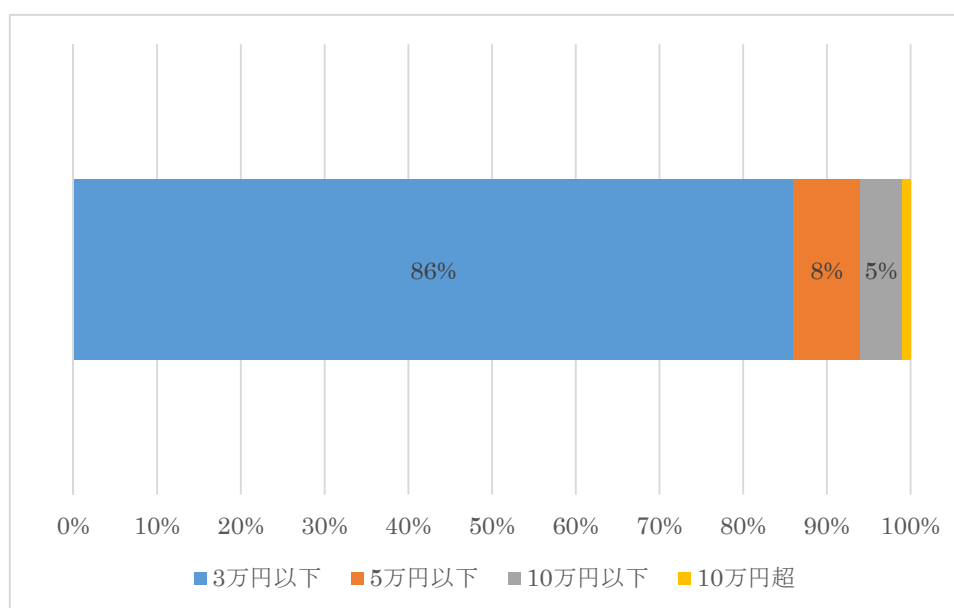
3 サーバ型電子マネーの特徴

今回の建議で対象としているサーバ型電子マネーの特徴について述べる。

(1) 少額決済

サーバ型電子マネーは少額決済を目的とした支払い手段である。実際、一般社団法人日本資金決済業協会から発表されている「第16回発行事業実態調査統計（平成25年度版）」によると、金額表示型のサーバ型電子マネーには様々な金額区分がある。これらのうち、額面が3万円以下のものが占める割合は86%であり、5万円以下のものも含めると94%を占めている（表4）。

表4 サーバ型電子マネーにおける金額表示型の金額区分別割合



(注) 一般社団法人日本資金決済業協会「第16回発行事業実態調査統計（平成25年度版）」に基づき当委員会が作成した。

(2) 匿名性

サーバ型電子マネーは、購入から使用するまでのいずれかの段階において、個人情報を入力⁴するものもあるが、自己申告によるものであり厳格な本人確認が行われていないため、匿名性を有する決済手段であるといえる。

匿名性は、例えば、信頼性が必ずしも担保されていないウェブサイトで決

⁴ アカウント開設を必須とするものについては、アカウント開設時に、名前、性別、生年月日、メールアドレス、住所、携帯電話番号などを消費者に登録させ、アカウント開設後の入金手続きに際してSMS（ショートメッセージサービス）認証を行うもの、電子マネーの種類により確認の方法に差異を設けているもの（例えば、特定の個人の利用に限定する電子マネーについては、氏名、現住所等の登録させ、本人限定郵便（特定事項伝達型）により当該電子マネーの郵送を行うが、それ以外の電子マネーについては特段の本人確認は行わないもの）などがみられる。

済をする際、クレジットカード決済の利用ではセキュリティー上の不安がある場合に、カード名義人などの個人を特定しうる情報を当該サイト側に提供せずに決済が可能であるという特徴がある。

(3) 無体物性と譲渡容易性

サーバ型電子マネーの「価値」は、電子マネー発行業者のサーバに記録されており、消費者は無体物である文字列を管理・保管する立場となる。消費者は14桁から16桁の英数字やひらがな等の文字列で構成されたIDを入力することによって利用可能となる。そのため、文字列を第三者に知らせることによって容易に譲渡できることから、第三者に譲渡することを前提とする、いわゆる「ギフト券」も存在する。

4 電子マネー発行業者の位置づけ

消費者と加盟店は電子マネー決済の直接の契約関係はないが、図4、図5にあるように、電子マネー発行業者（オフアス型の場合は国際ブランド）を通じて間接的に契約関係にあるといえる。

また、電子マネー発行業者が認めた者に限って利用が認められる決済システムであることから、電子マネー発行業者は決済システム⁵についての「システム提供者」に位置づけることも可能である。

このような「システムの提供者」については、その消費者に対する欠陥のないシステムを提供すべき義務の存在を認める判決⁶がある。

⁵ オフアス型においても、決済システムや規約においてアクワイアラー加盟店の利用が前提とされていることからすれば、同様に考えられる。

⁶ 現金自動入出機（ATM）における金融機関の注意義務につき、最判平成15年4月8日（民集57巻4号337頁）、インターネットオークションサイトの運営者につき名古屋地判平成20年3月28日（判タ1,293号172頁）、クレジットカード決済システムにおけるクレジット会社につき、長崎地裁佐世保支部判平成20年4月24日（金融事1,300号71頁）

5 電子マネー発行業者の規約

主要 8 社の規約を当委員会で調査した。

(1) 入金額及び保有枚数の上限

電子マネー発行業者の多くは様々な⁷券面額を数種類発行しており、それらには使い切りのものと繰り返し⁸使えるものがある。国際ブランドが発行する電子マネーの多くは使い切りとするものが多い。

また、アカウント開設を必須とする電子マネー発行業者の多くは、同一アカウントの複数のサーバ型電子マネーの残高合算を可能としており、その上限額はおおむね 10 万円⁹となっている。

保有枚数制限については、1 枚から 10 枚の間で保有枚数制限を設けるものがあるが、何らの規定を置かないものもみられる。

(2) 会員の禁止行為及び禁止行為違反への対応

法令違反や公序良俗に違反する行為、なりすまし行為、例外として譲渡を認める場合以外における第三者への譲渡換金行為、アカウント開設を伴うものについては虚偽情報の申告ないし登録等を禁止行為とするものが多くみられる。

かかる禁止行為が認められる場合は利用停止措置、会員登録の抹消等の措置を行うとするものも多くみられた。

(3) 加盟店と消費者間の紛争への対応

「会員と加盟店との間で解決するものとし、何ら責任を負わない」旨の規定を置いているものもある。消費者と加盟店との間の契約が無効、取消、解除された場合については、再発行や利用可能残高の返金その他の措置を行わないとするものがある。一方、電子マネー発行業者が加盟店から現に代金相当額の返還を受けた場合に限り、消費者に代金相当額を利用可能残高への返戻あるいは返還を行うとするものもみられる。

⁷ 最低購入額を 15 円、券面額の上限を 50 万円とする電子マネー発行業者もみられる。

⁸ 累計額が 10 万円までとするのも、一定の本人確認を必要とするものがある。

⁹ 上限額を 20 万円とする電子マネー発行業者もみられる。

6 その他の課題

(1) 本人確認

サーバ型電子マネーには厳密な本人確認がないため、匿名での決済が可能であることや譲渡が容易なことを利用したギフト券型の電子マネーがあるなど、他の決済手段にはない利便性がある。その反面、匿名性は、被害が発生した際の加害者の特定が困難であり、また、譲渡容易性は当該第三者に不正に利用されやすいという問題がある。

ア 匿名性

電子マネー発行業者を対象とするヒアリングでは、一定の本人確認などの手続きの導入については否定的な意見、肯定的な意見のいずれも聴かれた。また、消費生活センターにおいては、匿名性ゆえに解決に困難を来しているとの意見¹⁰があった。

なお、振込み、クレジットカードなど他の決済手段をみると、これらの決済手段を実施する銀行やクレジットカード事業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）の「特定事業者」に指定されていることも相まって、その利用に当たって、厳格な本人確認が行われている。

イ 譲渡容易性

規約をみると、一定の条件を満たす場合は、第三者への譲渡を認めるものもみられたが、多くの規約が、第三者への譲渡を禁止している。

発行業者を対象とするヒアリングでは、消費者から苦情が出された場合は加盟店規約に基づき、加盟店に対する支払いを留保して、加盟店に適切な対応を求めるなどの対応を取っているなどの説明があった。

一方、消費者は無体物である文字列を管理・保管する立場にすぎないが、電子マネー発行業者は、価値を自らのサーバ内で管理をしているため、技術的には、例えば、不正に取得された ID に関する停止措置など、理論としては、迅速かつ容易に対応が可能である。

¹⁰ 一部の電子マネー発行業者は、アカウント開設にあたり、消費者から提供された携帯電話番号宛にショートメッセージを発信し、同ショートメッセージに記載された認証番号の入力を求めることで、当該携帯電話番号が実在するものであることの確認を行う「SMS 認証」を導入している。

この場合、電子マネー発行業者自身は消費者の正確な本人確認情報を保有していないものの、当該携帯電話番号が、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）により厳格な本人確認が義務付けられている携帯音声通信事業者の保有する本人確認記録と紐づけられる。訴訟等の場面において、被害発生時における消費者の特定に資することとなる。

(2) サーバ型電子マネーの換金又は転売などについて

サーバ型電子マネーは、原則として電子マネー発行業者による払い戻しが禁止¹¹（法第 20 条第 2 項）されている。

しかし、サーバ型電子マネーをインターネット上の電子マネー買取り業者に転売するなどして、実質的に換金が行われていることがうかがわれる事例が散見される。これは電子マネー発行業者のシステムの外で起こっている出来事であり、電子マネー発行業者による対応が困難である。

サーバ型電子マネーは無体物であるため、古物商に取引の相手方の本人確認等を義務付ける古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）の「古物」の定義に含まれない。そのため、買取り業者に本人確認の義務はない。また、電子マネーの買取り業者は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の「特定事業者」ではないため、電子マネーの買取りに際し、本人確認義務がないなど、電子マネーを詐取した相手を特定する手段がない。

¹¹ 例外として、一定の限度額内の少額の場合や、保有者のやむを得ない事情により利用が困難になった場合等の一定の場合に限り、任意の払戻しを認めている（前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 3 号）第 42 条）。

